

改正による長時間労働者に対する面接指導の流れ

※長時間労働者への産業医の関与を強化し、産業医による面接指導等が確実に実施されるようにするため、下記の点に変更されます

【変更点】

- ① 事業者が全ての労働者の労働時間の状況を把握 **【拡充】**
※ガイドラインから法律に格上げ

↓

- ② 事業者が産業医に残業時間80時間/月超の労働者の情報提供 **【拡充】**
※省令から法律に格上げ
※面接指導の対象となる残業時間の基準を100時間/月超から80時間/月超に強化

↓

- ③ 産業医が情報を元に労働者に面接指導の申し出を勧奨

↓

- ④ 残業時間80時間/月超の労働者が事業者へ面接指導の申出 **【拡充】**
※面接指導の対象となる残業時間の基準を100時間/月超から80時間/月超に強化

↓

- ⑤ 事業者が医師による面接指導を実施

↓

- ⑥ 事業者が医師から労働者の措置等に関する意見を聴く

↓

- ⑦ 事業者が医師の意見を踏まえて必要な措置を講じる

↓

- ⑧ 事業者が産業医に措置内容を情報提供 **【新規】**
※新規

↓

- ⑨ 措置状況を確認した産業医が労働者の健康確保に必要であると認める場合は事業者へ勧告

↓

- ⑩ 事業者が産業医の勧告内容を衛生委員会へ報告 **【新規】**
※新規